

意見招請の結果

平成 14 年 9 月 24 日(火)から 27 日(金)に受け付けた寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針等に対して寄せられた意見及びそれに対する回答をまとめたものです。

なお、本件事業においては意見招請の後に実施した意見交換会や事業者ヒアリングで意見招請における意見と同様の内容について意見交換等を実施し、その結果概要については既に公表しております。したがって、本資料における意見への回答については簡潔にまとめております。

1	実施方針に関する意見及び回答	1
2	実施方針添付資料に関する意見及び回答	2
3	業務要求水準書(案)に関する意見及び回答	3
4	特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答	4
5	実施方針等 Q & A に関する意見及び回答	10
6	その他の意見及び回答	10

1 実施方針に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
1	汚泥性状	「脱水実験に使用した汚泥」に対し、運用期間中の汚泥の組成・性状が異なる場合や毒物・油等の浄水処理を停止する様な状況で生じる汚泥を受け入れるリスクの分担については、事業者側ではコントロール出来ないため、県企業庁側にて原則負担願いたいと考えます。	業務要求水準書3ページ1前提条件に提示している範囲内であれば、事業者側で対応して頂きます。なお、毒物、油等による水質事故等により取水を停止した場合、それ以降は浄水処理も停止するため汚泥は発生しませんが、取水停止前に毒物、油等の一部が原水に混入している場合には、これを浄水処理した後の汚泥は送泥されます。	富士電機(株)
2	汚泥量	本件事業で受け入れる汚泥の量が計画汚泥量から変動するリスクの分担については、事業者側ではコントロール出来ないため、県企業庁側にて原則負担願いたいと考えます。	業務要求水準書3ページ1前提条件に提示している範囲を超える場合には、県企業庁の負担となり、上記範囲を超えない場合のリスクは事業者の負担となります。	富士電機(株)
3	減額措置	サービス購入料のペナルティーによる減額の対象に新設設備等整備の割賦代金が含まれておりますと、資金調達が困難となると予測出来ます。「新設設備等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」を減額対象から外して頂きたいと考えます。	御意見として承りました。	富士電機(株)
4	施設能力	「脱水ケーキを園芸用土等、セメント原料以外に再生利用することを可能とするため、業務要求水準書(案)に示す条件下において、脱水ケーキの含水率を35%以下とする脱水能力を有する施設の整備を必須条件とする」とのことですが、事業者が脱水ケーキを全て再生利用するならば、含水率は35%以下に限定する必要はなく、事業者の裁量とすることでいかがでしょうか。	御意見として承りました。	(株)日立製作所

2 実施方針・添付資料に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
5	廃掃法	県産廃指導指針からも浄水場と排水処理施設との関係及び返送水の位置づけ委託処理関係は一般的委託関係でなく本件の性格及び事業内容、許認可は裁量権が多い制度からして本汚泥処理施設設置等を全面的に事業者負担とすることは過大なリスク移転と考えます。再考を願いたい。	御意見として承りました。	㈱荏原製作所
6	瑕疵担保	建設損傷リスクにおいて、施設瑕疵10年間は事業者には過大なリスク移転と考えます。ご再考願います。	特定事業契約書(案)第32条のとおり変更しました。	㈱荏原製作所
7	汚泥の汚染	運営段階におけるリスクのうち実施方針別添資料5に明示されていない以下のリスクは、事業者が負担することは困難ですので、県企業庁にて負担されることを希望いたします。 リスクの種類 脱水ケーキによる環境汚染リスク リスクの内容 汚泥の汚染に起因するもの	当該リスクは事業者の負担となります。	富士電機㈱
8	修繕計画	「保守管理に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期毎に業務実施の確認が出来たものに対し、四半期毎に一括して支払う。」とありますが、提案時に予測不可能な事態により長期修繕計画における修繕を提案計画と異なる四半期に実施する場合についても、事業者が不利益を得ないようにご配慮を希望します。また提案した修繕等の実施を、事業者の創意工夫により要求水準を満たす範囲で削減できた場合は、事業者がインセンティブを得ることができる等の配慮を希望します。	事業者ヒアリング結果概要(富士電機)の7ページを御参照ください。	富士電機㈱
9	送泥停止	送泥停止措置時間によるペナルティポイントは停止措置6時間以上から設定されています。この6時間とは浄水場から通常量の排泥を連続6時間行うことが出来なかった状態をいうのでしょうか。停止措置が連続6時間未満であれば、何回停止措置を受けてもペナルティにならないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、特定事業契約書(案)別紙9 2(2)減額の方法を御参照ください。 後段については、御意見のとおりです。	月島機械㈱

3 業務要求水準書(案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
10	含有重金属	「汚泥の受入に当たっては、浄水場と連絡を密にするとともに河川の水質を考慮した施設運営を行うこと。」とありますが、汚泥及び脱水ケーキ全量受入の条件として、浄水施設からの発生物として含有重金属等の溶出は関係法規に関し問題ないことが、担保されるべきと考えます。もしくは問題のある極まれな発生物について、受入後に処理し産業廃棄物として埋立て等処分すること認める、条件設定が必要と考えます。(以上により、浄水場発生物の有効利用がクリーンで安定であるイメージを保持してはどうでしょうか。)	前段については、実施方針等に関する質問への回答No.53で回答したとおりです。後段については、御意見として承りました。	(株)日立製作所
11	施設能力	実施方針等Q&A Q35には、脱水ケーキの含水率を35%以下とする根拠として、再生利用が不可能となった場合の再生利用の選択肢を広げる為に設定となっている。大量消費のセメント原料は含水率60%、消費需要減少の園芸用土は35%であり、備考にもPFI事業者の提案により含水率は色々のバリエーションが考えられると記述している。PFI提案企業として、脱水機能力を35%で絞りすぎるPFIは選択範囲が狭められると判断しますので再考願います。	御意見として承りました。	(株)荏原製作所
12	施設能力	「浄水場から出る汚泥の計画量は、別表1及び別表2に示す最大値の範囲内とする。」とあります。設備計画の条件は、概ね別表2に示す年平均の固形物発生量を基準とし貯留等も見込んで、事業者が上記最大値を処理可能な設備能力を設定することでどうでしょうか。また時間的な条件として、年間連続運転を可能としてはどうでしょうか。	前段については、業務要求水準書7ページ3(1)新設施設的设计・建設等を御参照ください。後段については、自由に提案してください。	(株)日立製作所
13	送泥条件	浄水場からの送泥流速、送泥時間は返送水濁度に影響を及ぼすと考えられます。特に沈澱池清掃や排泥池清掃の時は排泥量が多くキャリーオーバーの恐れがありますので、このような時は返送水濁度要求水準のペナルティーから除外して頂けないでしょうか。	業務要求水準書3ページ1(4)送泥についてを御参照ください。	月島機械(株)
14	返送水質	浄水場からの排泥中に「懸濁物質、塩素消費物質(有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素)、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質」が高濃度に含まれると、返送水質の要求水準が満たせなくなる恐れがあります。又、排水処理及び事業運営に重大な支障を与えることにもなります。このような時は県企業庁の責務と考えてよろしいでしょうか。	前段については、特定事業契約書(案)別紙9 2(2)減額の方法を御参照ください。後段については、御意見のとおりです。	月島機械(株)
15	施設配置	業務要求基準書には「必要に応じた電気機械設備の更新を行うこと。」とありますが、事業者が新設施設及び濃縮施設の更新を行うにあたり、事業用地内の施設の配置を事業者の提案により見直すことができるようご配慮を希望します。	事業者ヒアリング結果概要(富士電機)7ページ、業務要求水準書3ページ1(1)事業用地及び7ページ3(1)新設施設的设计・建設を御参照ください。	富士電機(株)

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
16	所有権移転 (第4条関係)	所有権移転のための期間確保が必要であると考えます。完工期日が3月31日、運営開始が4月1日からとなっていますが、運営開始までに所有権を移転しておくべきであり、そのための期間の確保が必要であると考えます。	御意見として承りました。	株UFJ銀行
17	金融上の支援等 (第5条関係)	事業者の努力により、財政上及び金融上の支援が適用され、事業者が相応分の利益を得た場合、その利益は事業者に還元されるべきであり、サービス購入料が相当額削減されるような改定は行うべきではないと考えます。	金融上の支援としては、日本政策投資銀行の無利子融資及び低利子融資が想定されますが、当該制度融資による利益は事業者に還元されます。それ以外の財政上及び金融上の支援については、特定事業契約書(案)第5条を御参照ください。	株UFJ銀行
18	関係者協議会 (第7条関係)	関係者協議会の下部組織の現実的な分科会(ワーキンググループ)について別添p47要綱第11条の規定を本契約書に記載し位置付けを明確にすることはできないかご検討願います。	御意見として承りました。	株荏原製作所
19	関係者協議会 (第7条関係)	本件事業に関する協議を行う場は必要ですが、特定事業契約の範囲内での協議が前提であり、双方合意に至らない可能性は低いと考えられます。議決権という形ではなく、あくまでも県企業庁と事業者との話し合いによる合意という形をとるべきだと考えますので、関係協議会という組織を設置するのではなく、「協議の機会を設ける」という記述程度でよいのではないのでしょうか。	御意見として承りました。	三井物産(株)
20	工事中電力等 (第22条関係)	「事業者は、本件工事に必要な工事中電力及び工業用水を、自己の責任において調達するものとする。」とありますが、県企業庁より有償にて供給頂きますよう、御配慮を御願い致します。	前段については、特定事業契約書(案)別紙9 2(2)減額の方法を御参照ください。後段については、御意見のとおりです。	富士電機(株)
21	工事中の損害 (第25条関係)	「避けることができない損害」を事業者が負担するようになっておりますが、当初より避けることができないと判断できる損害の全てを事業者の負担と設定することは問題ではないでしょうか。ここはむしろ県企業庁側の負担とすべきであると考えます。本件が事業者の負担と設定する考え方及びその背景につき御教示下さい。	建設工事の発注者が当該リスクを負担すべきであるとの考え方に基いた規定です。本件事業の場合、建設工事の直接の発注者はSPCになります。(特定事業契約書(案)第25条を御参照ください。)	株UFJ銀行
22	第三者に及ぼした損害 (第25条、第52条関係)	特定事業契約書(素案)第21条及び第34条により、事業者が近接対策を実施し、尚且つ関係法令を遵守している場合には、県企業庁が騒音、振動、臭気の発生等により第三者に発生した損害を負担頂けるよう見直しを希望します。	御意見として承りました。	富士電機(株)
23	第三者に及ぼした損害 (第25条、第52条関係)	本件は、汚泥処理施設とはいえ、浄水場という施設の性格上、工事中、維持管理期間中にかかわらず、不可抗力により給水がストップする、あるいは水の汚濁等の発生等も考えられます。このようなリスクは行政サイドに負担頂くべきものと考えますので、特定事業契約書(素案)第25条及び第52条の条項の削除をご検討頂きたいと考えます。	御意見として承りました。	三井物産(株)

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
24	不可抗力による損害 (第26条関係)	不可抗力により生じた損害の負担に関して、県企業庁にて負担頂く100分の99部分の支払いが一括支払いされる旨の記述が必要と考えます。	御意見として承りました。	三井物産(株)
25	完成検査項目 (第27条関係)	完成検査における性能充足の確認方法については、「関係者協議会にて協議で定める」となっておりますが、確認方法は予め定められるべきであり、確認方法、確認条件等の主要条件につき確定すべきと考えます。完成検査の合格はファイナンス面から考慮致しましても、極めて重要な項目であるため、当初より確定して頂きたいと考えております。	事業者ヒアリング結果概要(UFJ銀行)の4ページを御参照ください。	(株)UFJ銀行
26	瑕疵担保 (第32条関係)	新設施設に瑕疵があるときに、県企業庁が事業者に対して修補を請求できる期間は、建物については2年間、機械設備については1年間(ただし事業者の故意又は重大な過失による場合は10年間)に見直されますよう希望します。	特定事業契約書(案)第32条のとおり変更しました。	富士電機(株)
27	運営開始遅延 (第36条関係)	不可抗力による工期延長等による増加費用及び損害は、その遅延が3ヶ月以内までは事業者の負担となっておりますが、事業者の負担を増加費用及び損害の100分の1に見直されるよう希望します。	特定事業契約書(案)第36条第3項のとおり変更しました。	富士電機(株)
28	運営開始遅延 (第36条関係)	事業者の責めにより引き渡し日に運営開始できない場合、県企業庁が負担した増加費用及び損害に相当する額に加え、工事費等相当額につき年8.25%を事業者が支払うことになっておりますが、事業者の負担が過大であると考えられます。この点につき、減額する方向でご検討頂けないでしょうか。	御意見として承りました。	月島機械(株)
29	運営開始遅延 (第36条関係)	県企業庁の責めに帰すべき事由による運営開始の遅延の場合は、運営が開始される迄の期間に事業者が負担した合理的増加費用及び損害に相当する額を事業者が支払い、逆に事業者の責めに帰すべき事由の場合は、運用が開始される期間に県企業庁が負担した増加費用及び損害に相当する額を事業者が負担すると共に延滞損害金を年8.25%の割合を県企業庁に支払うとなっております。県企業庁と事業者の扱いを同程度として頂きたい。	御意見として承りました。	月島機械(株)

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
30	汚泥処理能力 (第38条関係)	処理委託を受託する側の施設建設及び運営を申請するには汚泥処理能力(施行規則第12条の1第2号)処理する数量が必要であると共に施設を設計する上で別紙6で示されている懸濁物質、塩素消費物質及び油分並びに水源不適原水等の物質成分等の受入水質条件の設定が不可欠です。依って、明確にすることをご検討願いたい。	御意見として承りました。	㈱荏原製作所
31	減額措置 (第46条関係)	県企業庁が実施したモニタリング結果について、事業者が同意できない場合、第49条に定めるサービス購入料の減額が実施される前に両者が協議すること追加されるよう希望します。	御意見として承りました。	富士電機(株)
32	減額措置 (第49条関係)	サービス購入料の減額対象が「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」を含めたものになりますと、融資金額の保全を最優先に考える金融機関から見て、融資金の回収リスクが高いと判断され、資金調達が非常に困難になると考えられます。「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」部分を減額対象から外して頂くようお願い致します。	御意見として承りました。	三井物産(株)
33	契約解除 (第55条関係)	PFI事業者が脱水ケーキの搬出業者や再生利用先業者と適切な委託契約を交わしていたとしても、契約業者が不法投棄または不法な埋立をした場合は本事業は即契約解除となるのでしょうか。第三者がこの条項を悪用し、意図的に実行された場合、有効な防止策は有りません。委託契約先の変更などによる改善措置の猶予を頂くことは出来ないのでしょうか。	特定事業契約書(案)第55条第3号のとおり変更しました。	月島機械(株)
34	契約解除 (第56条関係)	特定事業契約書(素案)56条については相応の治癒期間の設定が必要です。各解除事由を鑑みましても、個別の治癒期間以外に全体的な治癒期間の設定がなされるべきだと考えます。	御意見として承りました。	㈱UFJ銀行
35	契約解除 (第58条関係)	県企業庁の債務不履行により契約を終了する場合は、特段の合意がない限り、事業者に対してサービス購入料のうち本件工事費等相当分の10%に相当する金額を違約金として支払うよう見直されることを希望します	御意見として承りました。	富士電機(株)
36	契約解除 (第58条関係)	県企業庁が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払いを遅延し、かつ、県企業庁が事業者から書面による催告を受けた後6ヶ月を経てもかかる支払いを行わない場合、事業者は県企業局にあらためて書面により本契約の終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることが出来る。この中で6ヶ月を経ても有りますが、支払いは四半期毎に支払われますので、支払いが2回停止することになりますので、3ヶ月を経てに変更して頂きたい。	御意見として承りました。	月島機械(株)

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
37	契約解除 (第58条関係)	事業者の治癒期間と比較しても、県企業庁の催告後の治癒期間である「6ヶ月」は期間が長すぎると考えます。実際のサービス購入費の支払が四半期毎の後払いであることを考えますと、現状のままでは、実際は最長で9ヶ月間事業者は収入を得ることができず、契約も解除できないこととなります。県企業庁の治癒期間を短縮して頂きますよう、お願い致します。	御意見として承りました。	㈱UFJ銀行
38	契約上の地位譲渡等 (第62条関係)	特定事業契約書(素案)第62条(4)では、県企業庁の判断により事業者の契約上の地位又は事業者の全株式を第三者へ譲渡できるとなっていますが、一方的な譲渡は行うべきではないと考えます。事前に金融機関へ通知をし、協議を行い、関係者の応諾を得たうえで譲渡できるよう変更願います。	事業者ヒアリング結果概要(UFJ銀行)の5ページから7ページを御参照ください。	㈱UFJ銀行
39	不法投棄等 (第62条関係)	「不法投棄または不法な埋め立て」という表現の前に、「意図的な」を加えて頂きたいと考えます。不法投棄、不法な埋め立てにつきましては、当然行うことはありえませんが、勘違い等による埋め立て等の可能性がないとはいえません。当然に契約解除ということではなく、協議の場を設けた上での判断という道を残して頂きたいと考えます。	特定事業契約書(案)第43条、第55条及び第62条第2項のとおり変更しました。	三井物産(株)
40	契約保証金 (第65条関係)	事業者の差し入れるべき契約保証金額は落札金額の100分の10に相当する金額以上の金額ということですが、事業者の資金負担が大きすぎると考えられます。保証金額の減額をして頂くようご検討頂けないでしょうか。	特定事業契約書(案)第65条のとおり変更しました。	月島機械(株)
41	契約保証金 (第65条関係)	契約保証金が落札金額の100分の10というのは多大な金額であり、また、事業期間の進捗に関係なく金額が固定されるため、事業者の負担は過大なものとなり、また資金効率も悪化します。条件の緩和をお願い致します。	特定事業契約書(案)第65条のとおり変更しました。	㈱UFJ銀行
42	協議 (第67条、第70条関係)	協議の結果合意が成立しない場合は、県企業庁の通知に従い、事業者は事業を継続するとありますが、法令変更により施設改修が必要となり、事業者負担という結論になった場合、事業者が事業継続不可能と判断する場合もあると思われれます。合意が成立しない場合、事業者が事業を継続するか契約を解除するかを選択を可能とさせて頂くよう、お願い致します。	事業者ヒアリング結果概要(三井物産)の11ページを御参照ください。	三井物産(株)
43	契約上の地位譲渡 (第72条関係)	「合理的理由なくして応諾は拒まない」旨を明記して頂きたい。	御意見として承りました。	㈱UFJ銀行

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
44	協議 (附則第2条)	サービス購入料を削減する場合、融資団への事前通知及び事前協議を行うよう変更して頂きたい。	金融機関との直接協定で規定すべき内容と考えます。	株UFJ銀行
45	法令変更 (別紙4関係)	法令変更による損害額が20万円に満たない時の扱い額として、事業者から見れば本来入金すべき委託費用というより利益が減少する事になります。事業の継続性を不安定化させる要因の為、再考願います。	御意見として承りました。	株荏原製作所
46	金利基準日 (別紙7関係)	初回の基準金利の基準日を「融資契約日」とすると、実際の足元の5年物のスワップレートと先スタートのスワップレートとの差が出てしまうため、基準日の変更をお願いしたい。	特定事業契約書(案)別紙8 2(2)のとおり変更しました。	株UFJ銀行
47	サービス購入料 (別紙7関係)	支払は事業者の費用発生に合わせて支払う原則とありますが、より明確にする目的で、なお、..の後に[事業契約書に従って]を加筆検討をお願いします。	御意見として承りました。	株荏原製作所
48	減額措置 (別紙7、8関係)	サービス購入料のうち、「施設整備費」部分については、所有権を県企業庁に移転しており、県企業庁はその役務を返済する義務が生じているものと考えられます。よってサービス購入料を全て一体で考えるべきではなく、モニタリングの減額対象からも施設整備費相当部分は除外されるべきだと考えます。	御意見として承りました。なお、県企業庁の基本的な考え方は、事業者ヒアリング結果概要(UFJ銀行)の7ページから9ページのとおりです。	株UFJ銀行
49	減額措置 (別紙7、8関係)	別紙7でサービス購入料は一体不可分とし、別紙8ではペナルティーとして全額支払停止もありうるとしています。全額支払停止が履行された最悪の場合、金融機関からの借入返済部分すなわちサービス購入料の「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」も停止されることとなります。これは金融機関からみれば事業収益のキャッシュフローからの返済が不可能になることを意味します。金融機関サイドとしては、プロジェクトファイナンスを組むことを拒否するか、多額の劣後ローンか、又は高いスプレッドを要求する可能性が極めて高いと考えられます。これは総事業費の上昇等を意味します。SPCにとっては、「維持管理・運営費」+「再生利用業務費」の支払停止のみでも十分なペナルティーの意味を持ちます。プロジェクトファイナンス組成上、サービス購入料を一体不可分とせず、「新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」はペナルティー外の別項目とすべきと考えますが如何でしょうか。	御意見として承りました。なお、県企業庁の基本的な考え方は、事業者ヒアリング結果概要(荏原製作所)の4ページから5ページのとおりです。	株荏原製作所

4 特定事業契約書(素案)に関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
50	サービス購入料 (別紙7関係)	再生利用業務費の改定は11年目(平成28年4月1日以降)よりとなっております。脱水ケーキの再利用は市場原理に基づくもので、数年後如何なる変化が生じるか基本的には全く予断を許しません。従って、11年目というのは長すぎる気が致します。金利改定と同等に5年毎に見直す機会を与えて頂けないものか再考願います。	特定事業契約書(案)別紙8のとおり変更しました。	株荏原製作所
51	サービス購入料 (別紙7関係)	将来、浄水発生土の再生利用用途の拡大あるいは縮小があり得ると考えますが、再生利用業務費単価を初期提案から逸脱しない範囲で見直すことが3年間隔程度で協議可能と出来ないでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙8のとおり変更しました。	月島機械(株)
52	減額措置 (別紙8関係)	脱水ケーキが100%利用されていないことが判明した場合、サービス購入料の全額停止措置とあります。脱水ケーキの再生利用は市場原理に基づくもので如何なる変化が生じるかは全く予断を許しません。100%利用不可での全額停止処置はそれらの事態を考慮しているように見受けられません。濁度別、あるいは汚泥の排出停止期間のペナルティーポイントのように例えば95%、90%、85%、80%、・・・といった利用状況でペナルティーポイントを上げていく方式で再考願います。	御意見として承りました。	株荏原製作所
53	消費税 (別紙4関係)	新施設の整備等に関する消費税については、割賦支払いの如何によらず、引渡し時において精算される旨の記述が必要と考えます。当該消費税が20年の延べ払いとなった場合、税率の変更、税制度自体の変更等、事業者にて負担し得ない様々なリスクが発生致します。	御意見として承りました。なお、特定事業契約書(案)別紙4のとおり、消費税制度の変更リスクは県企業庁が負担します。	三井物産(株)

5 実施方針等Q&Aに関する意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
54	生活環境影響調査	平成14年度実施予定の「現状調査」の実施データ(特に用地前の農作物(収穫時)に関して)を入札公告時に開示して頂きたい。	入札説明書別添資料9を御参照ください。	月島機械(株)

6 その他の意見及び回答

No.	意見項目	意見	回答	提出者
55	脱水性の向上	冬期汚泥は濃縮性、脱水性共に悪いとされ、計画設備容量を大きくしてしまう可能性があります。これを改善するため、酸、アルカリによる調質、あるいは水道用無機高分子凝集剤の使用などにて脱水性の改善を図り、汚泥加温用熱源設備や脱水機設備の経済設計に資することをご提案致します。なお、将来浄水プロセスに用いられる凝集剤が高効率のものに切替わる可能性や、現状発生固形物量が経年的に減少している傾向等を考慮し、計画設備が将来にわたって「過大」とならないための配慮が重要と思料致します。	御意見として承りました。	住友重機械工業(株)
56	熱供給	冬期汚泥の脱水性改善策として、汚泥の加温が基本検討に示されています。これをコジェネ等の廃熱利用にてまかなう方法が基本案に示されていますが、必要熱量の全量をコジェネ等に求めると、設備費用及び運転費用にかなり影響することが予想されます。「太陽光温水システム」等を補助的な温熱供給手段とすることが経済的に有利であれば、採用可能とすることをご提案致します。なお、湘南地方は冬期間に晴天日数が多い点も、ソーラーシステム採用の利点と考えます。	自由に提案してください。	住友重機械工業(株)